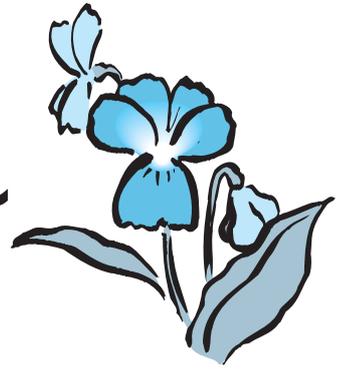


～より開かれた 市政の実現のために～



情報公開に関する運用状況

請求権者からの請求状況

実施機関	件数	決定内容	非公開内容	請求内容
市長(総務部)	1	部分公開	法人情報	契約関係
(都市部)	2	部分公開	個人情報	工事関係
教育委員会	4	公開		教育関係
		部分公開	個人情報	

任意的公開に関する運用状況

対象行政情報以外および請求権者以外からの請求状況

実施機関	件数	決定内容	非公開内容	請求内容
市長 (土木部)	2	公開		工事関係
		部分公開	法令秘情報	査定関係
(都市部)	2	公開		工事関係
教育委員会	6	部分公開	個人情報	教育関係

個人情報保護に関する運用状況

請求状況

実施機関	件数	決定内容	非開示内容	請求内容
監査委員	1	開示		自己情報
消防長	1	部分開示	第三者情報	自己情報

市では、より開かれた市政を推進するとともに個人情報保護を適正に管理するため、平成10年に情報公開及び個人情報保護条例を制定し、情報公開及び個人情報保護制度を運用してきましたが、3月27日からそれぞれ新たに「情報公開条例」および「個人情報保護条例」を制定し、新しい情報公開制度と個人情報保護制度をスタートしました。

これにより、誰でも公文書の開示請求ができるようになったほか、審議会などの会議の公開など情報公開をさらに推進していきます。そのほか、個人情報の不適正な取り扱いをした者に対する罰則規定を新たに設けました。市で保有しているさまざまな個人情報は、情報化の進展によって短時間で大量に処理することができるようになり、市民サービスの向上に役立つという反面、その取り扱いによってはプライバシーなど個人の権利や利益を侵害する恐れがあるためです。

個人情報の取扱事務の総数

実施機関名	取扱事務数
市長	308
(企画政策部)	(15)
(総務部)	(47)
(空港対策部)	(8)
(市民部)	(70)
(環境部)	(13)
(保健福祉部)	(108)
(経済部)	(4)
(土木部)	(2)
(都市部)	(41)
教育委員会	39
選挙管理委員会	5
農業委員会	4
議会	2
水道事業管理者	10
合計	368

めです。

今後市民の皆さんの市政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営の確保と市民参加による行政を一層推進します。

平成17年度の請求状況

平成17年度の公開請求の件数は上表のとおり19件ありました。また、各実施機関から届け出のあった個人情報取扱事務の総数は3月31日現在、368件となっており、その内訳については右表のとおりです。

情報公開などの窓口

情報公開および個人情報開示の請求・相談の窓口は、市役所1階行政資料室(☎20 1504)です。開示を請求できる情報は、市の職員が職務上作成または取得した文書や写真などで、市が管理しているものに限られます。

また、自分自身の情報は、本であれば誰でも請求することができますが、請求内容によっては不開示や部分開示となることもあります。

さまざまな情報を提供

行政資料室では、市政に関するさまざまな資料や情報を広く市民の皆さんに提供しています。時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

業務内容：市で作成した統計書・報告書・市議会会議録・予算書・決算書などの閲覧や案内、情報公開の請求受け付け、統計書・市勢要覧・成田市史・都市計画図などの頒布、コピーサービス(1枚10円)、パンフレットの配布など

情報公開などについて詳しくは総務課 ☎20 1510へ。

市民参加のまちづくりにあなたの意見や提案を

市民参加のまちづくりには、市民の皆さんの意見や提案が欠かせません。タウン・ミーティングは、広聴活動の一つとして日ごろ皆さんが市政に対して感じていることや望んでいることなど、より多くの生の声を市長が直接お聴きし、話し合いをする場です。



説明も市長自ら

タウン・ミーティングは、「市民にとって身近な市政」、「市民に分かりやすい市政」、「市民が納得する市政」を推進していくための一つとして開催されるものです。

市民の皆さんが自由に参加できるように市役所で開催するほか、市内の各地区や団体からの希望に応じて地域でも開催します(下表参照)。開催を希望する場合は、開催希望日の1カ月前までに申し込んでください。

皆さんからいただいた意見や提案は、広報紙などを通じてお知らせしていきます。

タウン・ミーティングの開催方法

主催	市	地区・団体など
対象	一般市民	開催を希望する地区、団体
日時	年4回(5月・8月・11月・2月)開催。原則として午前10時から正午まで	原則として平日の午前10時から午後8時までの2時間以内とし、申込者と調整のうえ決定
場所	市役所1階ロビー(原則として)	申込者が設定した場所(地区の集会所など)
テーマ	市政に関すること	

5月は下総・大栄公民館で

本年度第1回目は、合併間もないことから、下総・大栄の公民館で開催します。参加を希望する人は直接会場へお越しください。

- 日時・会場 5月30日(火)
- 下総公民館 午前10時～正午
- 大栄公民館 午後2時～4時

テーマ
 新生成田のスタートと課題
 その他

くわしくは市民支援課市民相談室 ☎20 1507(入)。

市章と市民の日を制定

4月29日の合併記念式典において、成田市の新しい市章と市民の日が制定されました(新市章は表紙に掲載)。市章は市内外から応募のあった1,249点の中から選ばれたもので、作者は岸宗彦さん(愛知県名古屋市)です。

市章の意味

成田市の頭文字「N」を人の姿に重ね合わせたイメージをデザインし、四肢の伸びは躍動感と疾走感、中央の赤は成田市民の熱い情熱、また、「NARITA」は日本と世界との交流拠点としての国際空港都市を表し、成田市の明るい未来への飛躍とさらなる繁栄への願いが込められています。



市民の日の主旨

成田市民が郷土の歴史・文化・自然に誇りと愛着を持ち、成田市民としての意識を高め、成田市の輝かしい発展と市民相互の幸せを期する日として、次のとおり「成田市民の日」を制定する。

成田市民の日は、「3月27日」とする。

特別顧問を設置

市では、旧下総町および旧大栄町区域における市政の円滑な運営を図るため、それぞれの区域に、特別顧問を置くこととしました。その条例案が4月12日の臨時議会において可決され、同日、可瀬前下総町長と佐藤前大栄町長が特別顧問に委嘱されました。両氏にはこれまでの経験を生かし、新「成田市」の市政運営のために、ご尽力をいただきます。



可瀬力特別顧問



佐藤末勝特別顧問